

新旧対照表

旧	新	備考
横浜市土木工事共通仕様書 過去改定履歴 省略 平成30年 7月 全面改定 令和 3年 9月 一部改定 令和 5年 7月 全面改定 令和 6年10月 一部改定 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-18 建設副産物(建設発生土及び廃棄物)の処理 8 建設副産物情報交換システム 請負人は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議すること。	横浜市土木工事共通仕様書 過去改定履歴 省略 平成30年 7月 全面改定 令和 3年 9月 一部改定 令和 5年 7月 全面改定 令和 6年10月 一部改定 令和 7年 5月 一部改定 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-18 建設副産物(建設発生土及び廃棄物)の処理 8 コブリス・プラス 請負人は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。ただし、建設リサイクル法第 11 条 通知、公共工事の土量調査工事間利用調整、及び官民の工事間利用調整は入力しないものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議すること。	新旧対照表のみ 改訂履歴一部省略 改正年月を追記 名称を変更 名称を変更 システムの利用しない機能を記載